

## 滋賀県子ども若者審議会 第20回会議 議事概要

- 1 日 時 令和6年6月14日(金) 15時30分～17時00分
- 2 場 所 本館2階 第2委員会室
- 3 出席委員 宇野真利亜委員、金山里美委員、静永賢瑞委員、炭谷将史委員、野田正人委員、田原賢委員、原未来委員、廣瀬香織委員、藤井駒里委員、大谷琢央委員、落川昌子委員、春田真樹委員

### 4 議事内容

○ 開会

○ 出席委員数確認

出席委員数は12名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。

○ 部長あいさつ

(仮称) 滋賀県子ども基本条例に係る答申案について

【事務局説明】

事務局より資料1～4に基づき説明

(会長)

条例検討部会では時間をかけて丁寧に議論いただいた。

補足や背景があれば御発言いただきたい。

(委員)

いくつも論点はあったが、今回の主な特徴は、目的にある通り子どもの権利を守ること。この点は、各委員が強く強調されていた。どうしても子どもの権利を守るといった場合に、そのためにどうするかを色々と考えがちであるが、まずはその一点を言って、そのために県だけでなく県民全体で知恵と力を出していく姿勢が必要。

子どもの権利委員会という仕組みは、実際の運用をどうするかなど県としても非常に重たい話だと思うが、県としてもある種思い切った御判断をしていただいたと思う。子どもの権利を守る上で、このような仕組みを盛り込めたことは、他の県とも比較して重厚な内容になっていると思う。

8回の会議を開催するだけでなく、その間には子どもへのアンケート調査を実施するなど、1年少しの期間でスピーディーにまとめていただいたと思う。

(会長)

それぞれの御専門の立場から、どの点についてでもいいので質問や御意見をいただければと思う。

(委員)

子どもの権利委員会という仕組みを作り、どのような変化が生まれるのか。経営者としては、数値目標など数字にどのように落とし込むかも重要だと思っており、何か目標値を定められているのか。

(事務局)

これまで、県としては子ども等からの相談窓口を設置し、傾聴や必要に応じて専門的な機関の紹介、直接連絡といった対応をしてきたところであるが、子どもの権利委員会を設置することにより、実際に委員が当事者の間に入って調査・調整を行うという、より具体的に解決を図る手段を設けるということが現状の相談体制とは変わる大きなポイント。

数値目標については、他県の状況を見ると年間の新規受付件数が10件未満程度であるが、具体的な数値目標を置くのではなく、現に権利侵害を受けて苦しんでいる子どもの確実な救済が図られるよう、体制構築も含めて取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

民間会社でいうとクレーム対応のためにお客様センターを設置するようなもので、子どもの権利が侵害されているようなときにどのようなシステムが必要かという観点から子どもの権利委員会を設置するという。数値やデータというよりは質的な問題に着眼点があり、御質問された意味でいうと費用対効果は悪いと思う。ある申出に対して様々なコストをかけて対応する。しかし、人権の問題はそういったコストの問題ではないということから事務局としても決断いただいたのだと考えている。

(会長)

そういう意味では、子どもを権利侵害から守るためのシステムがあるということが大事。

(委員)

確かにやってみなければわからないので、まず挑戦することは大事。例えば申出件数が0である場合など、実際に動かしていく中でアップデートしていかなければならない。改善を重ねて、より良いものを作っていただきたい。

(会長)

入口のところでなるべく情報をキャッチできるようにという点について色々と議論をしていただき、他の4県と比べても手厚く取り組もうとされていたと思う。なるべく情報を漏らさずにキャッチできるようにしていただきたい。

(委員)

条例検討部会にも子育て支援団体の委員がおられたが、日頃から子どもや保護者と接している方や様々な形で支援されている方々は、日々子どもから様々な声を聞いており、何か重大な問題があった場合に、適切な場所に代弁して繋ぎたいと思われている。

単に子どもの権利委員会を作るということだけではない多様な枠組みになるので、連携や手順などの実際の仕組みについて、今後十分議論を深めていただけたらと思う。

(委員)

子どもの権利委員会については、県としても大きな覚悟を持って考えられたのだと思う。滋賀県では、平成14年頃から児童養護施設等の子どもの権利擁護事業を実施されており、外部委員の方々が施設へ年1回訪問して子どもからヒアリングを実施している。当初は、初対面の大人に何を喋るのかと子どもたちは受け止めていたが、繰り返し粘り強く続けられたことにより、子どもたちも言おうかなという意識の変化が起こった。自分たちが置かれている現状を外部の委員に本音で言うことにより、我々職員側の子どもに対する関わり方の見直しなど、今まで言えなかった不適切なところを変えていくきっかけとなっている。細かな話から聞き逃せない重大な問題まで、大小様々な声が上がってくるのは事実。おそらく、子どもの権利委員会についても、実際に動かしていくと大小の様々な声が届くと思うが、声が届くという仕組み作りを全国に先駆けて取り組もうとしていることはすごいことだと私は受け止めている。

(会長)

そういう意味では、この委員会の守備範囲をどこまでにするかという論点もあると思う。関係する機関も多いので、今後議論していただきたいと思う。

(委員)

現在、PTAの加入・未加入の問題は滋賀県内でも起きている。しかし、子どもたちは加入しているか否かということは何も知らない。実質、今のPTAというのは上手く機能せずに、PとTでできることに限界が来ていると思っているところ。やはり子どもの声が親に届かないとPTAも変わらないと思うので、県のPTAとしても何か子どもたちの声を拾う方法を、ともに相談していければと思っている。

また、条例の周知について、小・中学生は1人1台タブレットを持っているので、それを使い上手く周知できると思う。子どもたちがタブレットで、自分たちにはこういう権利があると確認できるような方法が取り入れられるのではないかな。

(事務局)

周知については報告書案にも記載している通り、小学生向けや中高生向け、大人向けさらには多言語の対応といった視点も忘れずに周知されたいという御意見を多くいただいたところ。また、1人1台端末の活用についても、周知だけではなく、例えば子どもの声を集める仕組みとして活用できればよりいいのではないかなという御意見もいただいたところ。

今回新たに作る子どもの権利委員会についても、子どもの権利について県と連携した訪問授業などの実施も考えている。また、子どもだけではなく、保護者に対して子どもの権利を知ってもらえるような機会が持てればと思っているので、今後取り組んでまいりたい。

(会長)

昨日開催された部会において、多くの情報が動いている世の中なので、ちょっとした工夫では埋もれてしまうというような意見も出ていたので、情報をどのように届けるのかという点は非常に大きな問題だと思う。

(委員)

この条例は基本条例であり、数年で変わるようなものではないと思うので、現在で言うと1人1台端末を活用するなど、今後その時々で工夫していかなければいけない。子どもの権利条約では第42条に、子どもと大人に積極的に広報するということが規定されているが、現在、社会全体でこの条約についてどの程度理解されているかという点と悩ましい所がある。やはり企業がCMなどで常に工夫されているように、常に一番届きやすい方法を考えなければならない。先ほど多文化と言われたが、例えば10年先の滋賀県の子どもたちの母集団を考えると、日本語が話せない子どもたちの割合も高くなっている可能性があることも視野に入れ、その状況に応じた啓発をする必要がある。

また、子どもに対する影響力の大きさでいうと学校が占めるウェイトは非常に大きいので、学校の役割についても意見が多数出ており、やはり教育分野とは無縁で子どもについて議論することはできないと思うので、豊かなものになればいいと思う。

(会長)

大人にどう伝えるかということは、非常に大きな課題。家での日々の生活の中で、どのように子どもの意見を聴くかということも大人も勉強しなければならないと思う。

(委員)

幼児教育に携わる者として、まさに意見を表明しにくい子どものつたない言葉や行動、表情から何を伝えたいと思っているのかを読み取り、保護者に対して、お子さんはこういう気持ちだったのでこういう行動をしたということを伝えているが、保護者が子どもの権利について理解を深めてほしい。朝食を食べない子どもや、深夜まで起きている子どもなど、子どもたち成長する上での基盤となるはずの家庭が不安定なケースもあり、園では子どもをサポートしているところだが、幼い子どもは意見を表明しにくいので、保護者に子どもの権利の大切さが伝わる工夫をしていただければと思う。

(会長)

保育者が保護者へ伝えるための学びの取組も必要。条例検討部会ではアドボケイターの育成促進についても言及されており、保育者や学校の先生が子どもや保護者に一番近いところにいるので、その方々が上手く伝えることができない子どもたちの声をどのように拾っていくかが大きな課題。

(委員)

子どもの権利委員会の設置は本当に思い切った取組だと思っており、特に監視機能と制度提案機能が入っている点が重要だと思った。そこで、委員に想定されているメンバーに子どもや若者が入っているのかどうかお伺いしたい。報告書案の6ページには子どもに意見を求めるなどの方策も考えられるという、制度提案を行う場合に子ども委員がいるような記述もあるが、この制度提案をしていく主体の中に子どもや若者が含まれるのかどうか。仮に委員会に子ども委員がない場合も、子どもの意見聴取に対してどのようにフィードバックするかということが非常に問われると思うので、フィードバックについてももう少し盛り込んでもいいのではないかと思った。こども基本法が施行され、各自治体で子どもの意見を聴いて施策に反映することが義務化されたが、聴くだけ聴いてほとんどフィードバックしない自治体も少なくない。たとえ反映しない場合であってもどのような理由で反映しないのかという応答責任があると思う。応答についてどのような御議論があったのかをお伺いしたい。

(事務局)

委員としては他県の状況も参考に大学教員や弁護士、臨床心理士などを考えているところ。制度提案については、個別救済事案や相談窓口を通じて聴いた子どもの声を基に行うことを考えており、報告書案の6ページにある子ども委員の部分については、制度提案をするにあたっては当事者である子どもに意見を求めることも重要という議論の中で、今後子ども委員のような仕組みも考えられるのではないかという趣旨から記載されたもの。

意見聴取のフィードバックについて、4ページ(1)②ケに意見聴取の際の配慮事項として、県だけでなく、誰もが子どもの意見を聴く際の一般原則のような形で記載しているところ。条例検討部会においては、例えば意見聴取の集計結果をただ単にフィードバックするのではなく、「ちゃんと聞いたよ」というもう少し手前の応答の部分も含め、応答の重要性について御意見をいただいたところであり、そのような視点も踏まえて取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

私は現行の子ども条例を作る際にも関わらせていただいたが、子どもの権利条約が徐々に広まっていく中で、条約の中で重きを置く子どもの権利は、少しずつ変わってきているように思う。アドボケイトについても、狭く考えると社会的養護の領域の話であり、一時保護などの場面で子どもはどういう意見を持っているかをしっかり聞き、意見を参酌しつつ、子どもの最善の利益を大人あるいは行政の責任として守るという建て付けであり、いずれにしても子どもの権利条約第12条の意見表明権が社会的に大きく評価され、そこが着眼点となっている。条例検討部会における議論の中でも、子どもの意見をどう反映させるかにいきなり飛ばさないで、今御指摘があったようにまずは子どもの意見をしっかり

り聞く。そして、「聞いたよ。それをこれから考えるからね。」のようなメッセージをまずは第一段階として応答する。その上で、可能な限り施策への反映に取り組んでいく。報告書案4ページのアーケは国連子どもの権利委員会から出ている基準項目であるが、そこで子どもへの応答・フィードバックを行うことが重要だという形で盛り込まれたと認識している。

今後、子どもの権利委員会の仕組みの中に、子どもの意見をどのように取り入れるか。子どもたちの意見をしっかり聞きたいと思う一方で、例えば個人情報の問題や、どのような救済案件が上がってくるのかわからないという性質上、子どもに関わってもらうことが逆に子どもを傷つけてしまうリスクもある。大人の常識だけで判断するのではなく、子どもたちの意見も積極的に取り入れるような仕掛けは取り入れたいが、具体的にどのように動くかということについては今後の課題だと思うので、ここでは「例えば、」という形で記述しているところ。

(委員)

条例検討部会において本当に幅広く丁寧に作ってくださったと報告書案を見て伝わってきたが、一点懸念しているのは、この「子ども」に含まれない人たちが出てくるのではないかということ。どうしても子どもに偏ってしまう実情に少し危惧を抱いている。3ページの定義では、「子ども」とは心身の発達過程にある者として、こども基本法に倣うという説明であったと思うが、国会における答弁では、おおむね18歳までを想定することを前提としながら、そこで明確に線引きはできないのでもう少し先まで含まれるよう年齢制限はしないという設定の仕方だったと思う。

その一方で、こども基本法にも規定されているこども大綱は、子ども・若者育成支援推進法の大綱も含む形で制度化された。子ども・若者育成推進法の対象としている範囲は30歳未満とされ、施策によってはポスト青年期の40歳未満までも含むように規定されている。今回子ども・若者育成支援推進法の大綱もこども大綱に含まれる形となったが、記載としてはこども若者大綱ではなく、こども大綱であるので、こどもに寄っている。若者部分もこども大綱には含まれるという建て付けでありながら、実際にはこどもとしか表記されないという問題がある。こども大綱の本文では、そういう点も勘案され、こども基本法の本文にはない「子ども・若者」というかたちで並列して表記するようになった。以上を踏まえ、この条例でも若者を含むということを明確にしていただけないだろうかというのが私の思い。例えば、6ページの事業主の役割の中で、子どもが雇用される場合にはその健康および福祉に特段の配慮を行うという記載があるが、違和感のある文章である。ここで言う子どもは、おそらく高校生年代や大学生年代を想定されていると思うが、そうであるならば余計に若者という言葉を入れた方がいいのではないかと思う。子どもと言ったときに、大学生あるいは20代の若者を含むかと言われると、一般的な語感上ではそのようには捉えられていないと思うので、御検討いただければと思う。

(会長)

テクニカルな話もあったりするのかもしれないが、その点についてどのような議論がなされたのか。

(事務局)

子どもについては、いわゆる18歳未満で区切るべきではないという意見が条例検討会でも出ており、例えば子どもの権利委員会の救済対象をどうするのかという議論の際には、原則18歳未満とするが、それでは漏れてしまう救済が必要な人もいるので、こども基本法のこどもの考え方と同じように、必要に応じて18歳以上の高校生なども対象になるようにという意見があった。

また、こども基本法とこども大綱との建て付けと似た形になるが、現在改定に向けた検討を進めている淡海子ども若者プランについては、いわゆる若者に対する施策も盛り込んで検討しているところであり、一律に若者を対象外としているというわけではない。

(会長)

若者という表現を明確にさせていただきたいという御指摘だと思っており、難しい部分かもしれないが、委員から何か御意見ををお願いしたい。

(委員)

今回はシャープに子どもの権利に絞り込んだが、やはりこども基本法との関係性についても議論の前提としてはあった。一方で、個別救済や家庭、保護者の責務という各論では、18歳で成人になることとの関係で、委員も御指摘の年長方向での議論と、むしろ低年齢の子どもたちに関し、児童福祉法や虐待防止法のような権利侵害を想定するような子どもの年齢表記としてどうするかという多面的な議論が論点としてはある。個別救済の対象年齢を明記しなければならない可能性はあるが、この条例全体の建て付けとしては、こども基本法に倣って一番広い形で一旦置くということで議論は落ち着いたところ。

先ほど言われたどこまでが子どもかとい点は、この条例のイメージというより、むしろ元々のこども基本法の語感の問題が私は大きいのかなと個人的には思っているが、それはそれとしてこども基本法に倣った形で年齢区分はしない。しかし、権利保障をしなければならない部分には届くようにということ念頭に置きつつ、救済システムやその他の各論を考える際には、定義の問題や他法とのすり合わせ、あるいは保護者親権者の位置付けの研究が必要だと思っているところ。

(委員)

各論のところでは検討が必要なことはまさにそのとおりだと思う。

例えば大学生はこの条例の対象に想定されていると考えていいのだろうか。

(委員)

想定される。

(委員)

個人的な感想であるが、それこそ大学生や20代前半の人たちが自分に関連する条例だとイメージできるようなものになればいいと思う。各論で年齢設定が出てくるのはある意味仕方ないと思うが、もう少し全体としては、子どもから大人期へ移行する微妙な若者期の人たちも、自分たちに関連する条例なんだということが明らかなものになればいいと思う。

(会長)

その意味では、周知の際にその点についての説明も加えることや、周知の先も考えながらする必要があるのでかなと思う。

(委員)

私の勤める児童用自立援助ホームは15歳から20歳前後の子が生活し、どちらかという子どもというより若者の部類に入ると思うが、最近の入所経路としては家庭から直接来る若者が多くいる。日々の生活の中で学校や地域の人とたくさん接してきたはずだが、若者たちからすると、誰も聞いてくれなかった、誰も気付いてくれなかったと言う。どうすれば気付いてもらえるかというのはすごく難しいことだと思うが、やはりそのためには周知が大切である。以前に自立援助ホームの自己評価を職員間で実施し、子どもの権利をわかりやすく説明しているかというチェック項目があったが、現状できていなかった。それを受けて、こども家庭庁が作成した子ども向けのYouTube動画を入所している若者に見せたが、集中して見ていた姿が印象的であった。そのような年齢が高い子どもであっても、気持ちや意見を改めて聴かれるとなかなか言えないものなので、聴く体制だけでなく、雰囲気や聴いている人の態度などにも大人側が配慮しなければならない。

子どもの権利委員会による個別救済をしていただいた後はどうなるかということについて、わかりやすく子どもに返すというような矢印があれば、フィードバックされると伝わるのではないかと思う。

(事務局)

この図は個別救済のフローを示したものであるが、個別救済を行うに当たっては、当然子どもの意見を聴くだけでなく、応答しながら解決に結び付けていく活動を行うことを考えている。

(会長)

大人たちも勉強していくという点は先ほども申し上げたが、大事な部分だと思う。

(委員)

説明を聞かせていただき、しっかりとした組織を作ろうとされていると思った。

委員の御発言をお聞きする中で、子どもにももちろん問題がある部分もあるが、やはり保護者、大人自身が悲鳴をあげているところがあるのではないかと私は思う。PTAが崩壊しているという話もあったが、自治会も同様で、自治会に入っていない家庭の子どもにお菓子を配るとなると、せっかく来た子どもに配ってあげないのかという意見がある一方で、自治会費を払っている親からするとなぜ自治会

に入っていない子どもに配るかという両方の意見がある。しかし、それは子どもが犠牲になっていると私は考えており、その原因はやはり社会の大人に問題があるのかなと思っている。大人をどのように救済するか、もしくは教育するかという視点が抜けているように思う。きれいな花である子どもを咲かすためには、やはり土台となる木の根っこの親に栄養を与えないといけない。親と子どもの両輪が上手に回って、はじめて真っすぐ進むことができると思うので、子どもだけでなく大人への対応も大切だと思う。

(会長)

プランの策定に当たっては子どもまんなか部会を設置し、子どもの周りにいる大人たちに対しての周知といった部分についても守備範囲に含めており、また、各部会でも子どもの周りの大人の話もしているのかなと思う。大人を守備範囲のど真ん中に行っている部会はないが、全体的に議論はされていると思う。

(委員)

子どもまんなか部会では、子どもの声をどのように聴いていくかということがメインではあるが、児童福祉法の第1条から第3条には児童福祉に関する原理として、子どもの権利を守るために父母が養育の責任をしっかりと果たし、親だけでは十分できないときに行政もサポートするということがセットで規定されている。そのように、保護者は保護者としてしっかりと子育てに取り組んでいただき、場合によっては社会がどのように支えるかという、重層的な議論をしているところ。

今回の条例検討部会においても、最初の方の議論では子どもの権利を守ると同時に、こども基本法のように子どもを産み育てるというどちらかと言うと少子化対策的な部分も視野に入っていたが、最終的には、子どもの権利をしっかりと真ん中に置きつつ、それを下支えするために家族や保護者は非常に重要な役割を担っているの、具体的に何ができるかという建て付けとなっている。今回のプランの中では、保護者への支援は大きな柱の一つと位置付けられているので、各法律との関係性も踏まえながら議論していければと思う。

(委員)

親については、いきなり変わるものではないと思うので、10年20年という長期戦略的に考える必要がある。親が笑顔にならないことには、子どもは笑顔にならないと思うので、そこは非常に大事だと思う。

(会長)

今仰りましたことはまさにその通りだと思う。この報告書案においては、私達、子どもと大人の誓いということをあえて入れていただいていることから、大人も含めて条例としてはシンプルに作っていただいたが、しっかりと含意はされていて、プランの中にも大人を十分に入れながら考えていければと思う。

(委員)

私達の誓いということで、正しい言葉の使い方からすると、私達（わたくしたち）という読み方をするとと思うので、個人的な意見だが参考にさせていただきたい。

私達は耳が2つでなぜ口が1つなのか、やはり人の話をよく聞くということが前提にないと物事は前に進まない。以前も言ったことがあるが、3歳の子どもがお年玉の代わりに飴が欲しいと言った時に、大人は笑い、飴を早速買いに行こうと言う大人が1人もいなかったという話がある。報告書案の制定の趣旨の中に、子どもは今を生きているとあるが、今を生きている子どもの意見をいかに拾うかということだと思う。大人も同じく今を生きている存在ではあるが、特に子どもにとっては今が大事なのだと思う。それがまた明日になってしまえば、不信感になってしまう。1週間後に、そう言えば飴が欲しかったなと言っても遅い。

そのため、子どもの権利委員会を実際に動かすに当たっては、時間軸を気にしていただく必要があると思う。事案の結果が出るのに半年、1年かかかるとは具合が悪いので、シンプルにその声を出した子どもたちに、声はしっかりと聞いていますよというアクションをすぐに伝える。私としては、子どもが言った瞬間に走ってやれるぐらいのスピード感が欲しい。そう思うと、やはり身近な聞き役である保護者は当然だが、保育園や幼稚園、学校の先生の意見も相当重要視していただかないと思う。子どもの1日は、8時間睡眠、8時間学校・保育園、8時間家庭という形で動いており、保護者が子どもの声を聴かず、学校だけが子どもの声を聴いても両輪は回転できずに前に進まない。子どもの声を聴く際には、そのときに聴いて、そのときに答えてあげる。これは重要だと思う。

(会長)

時間軸や周りにいる大人たちについての御指摘は大事な話であり、計画などを考えていくうえでは非常に大きな示唆になる話だと思う。

(委員)

身近な聞き役や相談機関が解決できる事案もあれば、子どもの権利委員会が救済するような事案もあり、その辺りのさじ加減は、誰がどのように判断して繋がっていくのか、教えていただきたい。

(会長)

具体的な部分はおそらくこれから検討していくものだと思うが、条例検討部会ではこの点について何か議論はされたか。

(事務局)

救済の申出ができる者は、当初子どもと保護者に限って検討していたが、子育て支援団体などピンク色で示している部分の者が、遠回りせずに子どもの権利委員会につながるような仕組みとするよう意見があり、最終的に何人も申出は可能と整理したところ。今後、人員体制等も含めて実際の運用を検

討していく必要があるが、子どもと子どもの権利委員会を繋ぎ合わせる調整役が必要と認識しているところ。また、他県の状況を聞いていると、申出を受けてから子ども権利委員会へ諮るまでに時間がかかると子どもの不信感にもつながるとのことなので、先ほど御意見のあった時間軸も意識した役割が求められていると考えている。

(会長)

相談した人にとって時間は大事であり、ある程度シンプルにいくような運用という視点も踏まえて検討していかないといけない。

(委員)

資料4の最終ページの図については、緑の身近な聞き役とピンクの悩み人権侵害の対応を書き分けつつ、権利委員会の内容をどうするかという議論がなされたところ。子どもが自由に意見を言いたいという対象の多くは緑のゾーンにいる対象者に集約されている可能性がある。子どもの権利条約第12条の意見表明権や、第3条の子どもの最善の利益を考える筆頭として挙げられているのは公私の社会福祉機関。要するに子どもにとって権利の問題というのは、自分の生活圏に関わる非常に近いところで権利が守られている、あるいは侵害されている可能性がある中で、権利委員会までどういう形でスピーディーにつながるか。応答も含めてスピーディーに行う必要があるという議論がなされており、今後建て付けを考えていただければと思う。

(委員)

声が出にくい子どもの声を代弁するアドボケイターの育成は素晴らしい取組だと思う。どのような人が育成の対象になるのかお伺いしたい。例えば、専門的なカウンセラーのような人なのか、学校の先生がその役割を果たしていくのかということ。私がボランティアとして小中学校に行ったとき、普段担任の先生に悩みを相談しないような子どもが、私みたいなボランティアやサブで入っている非常勤の先生にこっそり言うこともよくあったと感じている。専門のアドボケイターの人の他に、学校に関わっているボランティアや、担任の先生など色々な人にアドボケイターの素地があると思うので、そのような人たちに子どもへの接し方などを教えてくれる場があればいいと思う。それに加えて保護者の方も自分の悩みとかを言えない方がおられると思うので、保護者の方に対してもアドボケイター的な存在が関わればいいと思う。

(会長)

子どもの1日の生活の中で、保護者や先生、ボランティアなど身近な人の役割が大事なのだと思う。アドボケイターについて、条例検討部会ではどんな議論がなされたのか、事務局から補足いただきたい。

(事務局)

条例検討部会においても、専門的な方から身近な方まで取り組むことが重要という議論がなされたところ。報告書案の4ページ(1)①②の部分は、県だけではなく社会全体で取組を進めるような内容となっているが、その中でも必要に応じて意見を代弁するというを入れていく。

また、④としてアドボケイターの育成促進にも別途取り組んでいくとしており、活用と同時並行で進めていくイメージをしているところ。

(会長)

アドボカシーという営み自体がおそらく知られてない部分もあると思うので、広く大人たちがアドボカイトすること自体を周知していくことが必要。そのような立場の方はたくさんおられると思うので、その人たちが意識して聞いたり、フィードバックをしたり、どこかに繋ぐということが大事だと思う。今後の計画策定の際にも活かしていければと思う。

(委員)

子どもWEBアンケートの結果については、制度や政策に反映させるべき材料として活用できると思う。年代が高くなるにつれて自ら意見を言う子どもがほとんどだと思っていたが、一定数は代弁してほしいという意見もあるということが意外であった。

(会長)

意見を言うこと自体に慣れていないことも考えられるので、学校などの場所で、権利の周知も含めて少しずつやっていくことで慣れていくことも考えられると思う。

(委員)

保健師としての立場としては、妊娠中から関わるができるので、お母さんたちに対して、親子の関わり方や子どもの権利をしっかりと伝えていく必要があると思った。親にも意見を言えるような関係作りという点も意識して伝えていかなければならないと感じたところ。

(会長)

情報を伝えることができる重要なチャンネルの1つだと思う。

(委員)

先ほど家庭と学校、睡眠が8時間ずつというお話があったが、家庭で子どもが保護者と接している時間は、共働きの場合、すごく限られていると思う。忙しい親を見て子どもは忸度するようなことも自身の経験上あると思うので、何回も申し上げるが、親を何とかしてあげたいと思うところがある。せめて10分でも子どもと向き合って話ができる時間ができると、子どもにとっては全然違うと思う。

(会長)

10分あれば十分というものでもないので、仕事で忙しい親の子どもへの接し方については考えないといけない。

本日いただいた様々な観点からの御意見については、今後の淡海子ども・若者プランの改定にも活かしたいと思う。検討報告書としては、条例検討部会で取りまとめられた原案通りで知事へ答申することよろしいか。

(委員)

(異議なし)

(会長)

それではこの内容で知事に答申を行いたいと思う。

(事務局)

本日は多くの貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。

子ども条例は前例があると思われているが、基本理念や仕組みに関して必ずしも前例がある訳ではなく、条例検討部会では本当に大変な議論を重ねていただき、むしろ非常に大きな一歩を踏み出したと感じているところ。

今後、子どもの権利委員会や仕組みをワークさせていくための具体的な仕掛けや、本日も御意見いただいた周知といった部分は、委員の先生方にも御協力いただきながらしっかりと検討していかなければならないと思っており、引き続き御指導いただきながら進めてまいりたい。

○ 閉会